

# 名張市国土強靱化地域計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について

## 1. 地域計画策定の背景と目的

---

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」といいます。）が施行されました。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることが不可欠で、国の基本計画の策定に続いて、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要です。

本市においては、南海トラフ地震の発生や台風による河川の氾濫等、風水害が甚大化する可能性が危惧されていることから、さらに、国、県等と一体となって強靱化の取組を推進していきます。

これらのことから、基本法第8条の基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、名張市国土強靱化地域計画を策定します。

## 2. 地域計画の役割と位置付け

---

本計画は、基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画であることから、国の基本計画に示されている基本的な方針を踏まえ、同法第14条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保った上で策定する必要があります。

なお、本計画は、災害対策基本法、市政の基本方針である名張市総合計画「新・理想郷プラン」、名張市地域防災計画等に基づき、国土強靱化施策を推進する上での指針として位置付けるものです。

また、令和2年3月に策定した「第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても、連携し、相乗効果を図ります。

本計画では、計画期間は定めず、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを繰り返し、必要に応じて修正するものとし、国及び三重県の計画が改訂された場合には、その内容に応じて改訂を検討します。

### 3. 取組の進め方

---

本市は、強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、下記のとおりP D C Aサイクルを繰り返しながらを進めます。

また、施策の進捗等に応じてプログラムの見直しや修正を行います。

#### **P：計画（策定プロセス）**

STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化（事前に備えるべき目標の設定）



STEP 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定  
強靱化施策分野の設定



STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討



STEP 4 リスクへの対応方策の検討



#### **D：実行**

・対応方策について重点化、優先順位付けを行い計画的に実施



#### **C：評価**

・実行結果を評価



#### **A：改善**

・全体の取組の見直し・改善



#### **P:計画(策定プロセス)**

・  
・  
・

## 4. 脆弱性の評価

### (1) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

事前に備えるべき八つの目標の達成のその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、国の基本計画において設定されている45の事態から本市の地域特性を踏まえて27の事態を選定しました。

### 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
(1) 人命の保護が最大限に図られること。	① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	①-1	建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		①-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		①-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		①-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態
		①-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
(2) 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持され、市政及び地域の経済並びに社会活動が持続可能なものになるようにすること。	② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）。	②-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		②-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		②-3	救助・救急活動等の絶対的不足
		②-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		②-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		②-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
(3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。	③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	③-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4) 本市の迅速な復旧復興を可能にすること。	④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	④-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		④-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態
(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。	⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。	⑤-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下
		⑤-2	基幹的交通ネットワークの機能停止
		⑤-3	食料等の安定供給の停滞

	⑥	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	⑥-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
			⑥-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			⑥-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	⑦	制御不能な二次災害を発生させない。	⑦-1	市街地での大規模火災の発生
			⑦-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			⑦-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			⑦-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	⑧	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	⑧-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			⑧-2	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			⑧-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## （２）個別施策分野と横断的分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組として、五つの個別施策分野と三つの横断的分野を設定しました。個別施策分野は、①行政施策、②住環境、③保健医療・福祉、④産業、⑤国土保全、横断的分野は、①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③人口減少対策を設定しています。

## （３）「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」回避に向けた現行施策の分析及び評価

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に向け、現在、実施している施策を特定しつつ、現状の脆弱性を改善するための課題や今後の取組を検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理し、脆弱性の分析・評価を行いました。

## 5. 施策分野別の推進方針

各施策を目的別に捉えた個別施策分野及び本市が抱える政策課題を横断的に捉えた横断的施策分野を分野別に見た推進方針は、次のとおりです。

### (1) 個別施策分野別

#### 1) 行政施策

- ・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的実施します。
- ・市及び地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動を円滑に進めるため、防災計画等を整備・更新を継続して行います。
- ・関係機関との連携を密にして、気象情報等を早期に入手しつつ、市内での情報共有を行い、夜間・休日であっても情報共有できる体制を構築します。
- ・防災ほっとメールの登録推進等、市広報紙等を通じて災害時における情報収集手段について市民に周知します。
- ・通信訓練の実施、告知放送受信機の整備を行います。
- ・防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、特設公衆電話、告知放送受信機の通信訓練を実施します。
- ・避難行動要支援者への地域支援体制を推進します。
- ・非常食料の炊き出し訓練、応急給水訓練、平時からの災害備蓄の啓発を継続しつつ、非常用備蓄食料等の拡充及び更新を図ります。
- ・避難所での感染症対策のための講習会を適時実施します。
- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。
- ・物資拠点施設を整備します。
- ・断水にも対応できるよう応急給水訓練等実施しつつ、飲料水の備蓄について、周知啓発を行います。
- ・災害時協力井戸の登録拡充と周知を図ります。
- ・受援計画を策定することで、救援物資の搬出入、人的資源等の受入れを円滑に行えるよう整備します。
- ・災害用資機材が充足できるよう確保に努めます。
- ・児童・生徒が自然災害等による浸水被害、土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。
- ・業務継続計画を作成し、発災時に円滑に業務運営を進めます。
- ・電力供給停止時の早期のエネルギーの供給の確保と機能の維持を図ります。
- ・防災拠点の電力確保のため、太陽光発電設備及び蓄電池の適切な管理に努めます。
- ・災害時に本市ホームページへのアクセス集中によるサーバーダウンを回避すること及び防災アプリ等での災害情報の発信について、継続して実施します。
- ・発災時以降、治安の悪化が懸念されることから、犯罪抑止のための活動が必要になることから、出前トーク等活用し、周知啓発を継続し、災害発生時には防止策を講じます。
- ・継続して市内の主要システムが稼働できるよう、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、市内の主要システムが災害時にも稼働できる体制の整備、主要システムの電源の確保や情報システムのバックアップ体制、情報通信回線の複線化など対災害体制の更なる強化を進めます。

- ・多くの市民に地域づくり活動に参加してもらうため、人材確保、育成を目的としたまちづくりに関する必要なスキルを学ぶ支援の継続、また地域課題解決に向け、地域づくり組織と市が協働で実施する地域防災の推進を図ります。
- ・災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会等関係機関と連携し、必要な協力体制を構築します。
- ・避難行動要支援者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、福祉避難所の開設等により支援します。
- ・消防車両、救急自動車及び救助資機材並びに耐震性貯水槽等を継続して整備します。
- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。
- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。
- ・救命ボート、ウェットスーツ、ライフジャケット、スコップ、バール、胴付長靴等、浸水時や土砂災害時に必要な資機材の更なる整備を行います。
- ・被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うための消防車両や資機材等を計画的に整備します。
- ・感染防止衣、手袋、マスク等の衛生資器材に不足が生じないよう十分な在庫を確保します。
- ・消防無線、防災行政無線、トランシーバー等、あらゆる情報通信手段を活用し、消防機関の情報収集・伝達体制を確保します。
- ・消防本部と消防団との連携訓練を継続して実施します。
- ・ハザードマップによる周知、ため池の管理者への点検、修繕等の管理を助言、指導を継続して行います。
- ・斎場、墓地の適正な管理を行います。
- ・危険物や有害物質を保有する施設の届出の周知徹底等、指導体制の強化と設置者へ災害発生時の二次災害の未然防止の啓発を行います。
- ・災害廃棄物処理計画に基づき対応します。

## 2) 住環境

- ・旧耐震住宅の所有者に対し、補助制度を活用した無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用に対する支援、耐震化の促進を継続して行います。
- ・狭あい道路を解消し、安全な住宅市街地の形成を図ります。
- ・災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。
- ・補助制度を活用した耐震診断に掛かる費用支援はもとより、啓発及び建築指導等による耐震化の促進を継続して行います。また、管理不全の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法及び名張市空家等対策の推進に関する条例による指導、勧告、命令等の措置を行います。
- ・災害・事故発生時の応急対策業務について、応急体制、応急給水、応急復旧に関する計画の随時見直し、更新と訓練を実施します。
- ・公共下水道区域のストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策事業と農業集落排水施設の機能強化対策事業計画に基づく整備を継続します。また、下水道事業業務継続計画を策定します。
- ・自家用発電機及び非常用発電機の整備と、その燃料の備蓄を継続します。

## ③保健医療・福祉

- ・ 幼児、児童が自然災害等による浸水被害、土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。
- ・ 保育施設での災害備蓄の整備を促進します。
- ・ 河川増水で浸水被害があった場所等へ感染症予防のため消毒薬の散布を継続して行います。
- ・ 大規模災害時には患者のほか、医療従事者や市外から派遣されたDMA T隊員等の宿泊、休憩スペースの確保のため、医師・看護師宿舍の改修及び整備を行います。
- ・ 大規模災害時に発生が想定されるり災物品を撤去し、速やかな医療環境の復旧に向けた体制整備の一つとして物品運搬車両を確保します。

#### ④産業

- ・ 事業継続力強化支援計画の策定を支援します。
- ・ 農業用施設等の長寿命化・防災減災対策を実施します。
- ・ 間伐等の適切な森林施業の実施及び林業の担い手の確保を行います。
- ・ 防護柵の設置及び有害鳥獣捕獲を推進するとともに、狩猟者数の増加を図ります。

#### ⑤国土保全

- ・ 大地震時等における大規模盛土造成地の活動崩落による宅地地盤の被害を防止するため造成宅地の滑動崩落防止対策を推進します。
- ・ 緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。
- ・ 地籍の明確化を図ります。

### (2) 横断的分野別推進方針

#### ①リスクコミュニケーション

- ・ 洪水・土砂災害ハザードマップ等、内容が更新された場合は、随時発行することとし、住民への周知を継続的に実施します。
- ・ 外国人居住者等への災害情報提供のため、外国語による伝達手段の確保に努めます。

#### ②老朽化対策

- ・ 公共施設において個別の維持管理計画を策定し、適切な維持管理を行います。
- ・ 急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「名張市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点による計画的な維持管理及び更新に取り組みます。

#### ③人口減少対策

- ・ 第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策を推進します。